

エイズ施策評価検討会開催要領

1 目的

「エイズ施策評価検討会」（以下「評価検討会」という。）は、厚生労働省健康局長が参集を求める有識者等により、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（以下「エイズ予防指針」という。）の施策の推進状況について専門的な評価及び検討を行い、以後の施策推進に対する意見を聴取することを目的として開催する。

2 検討事項

エイズ予防指針に関する国、都道府県等の取り組み状況について評価を行うこと。

3 評価検討会の構成

- (1) 評価検討会に参集を求める有識者は15名以内とし、エイズ対策に精通した学識等を有するものとする。
- (2) 任期は2年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

4 座長の指名

座長は、評価検討会構成員の中から互選により選出する。

5 評価検討会の開催

評価検討会は必要に応じ、座長が召集する。

6 会議の公開

- (1) 評価検討会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
- (2) 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

7 議事録

- (1) 評価検討会における議事は、次の事項を定め、議事録に記載するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した評価検討会委員の氏名
 - ③ 議事となった事項
- (2) 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (3) 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

8 庶務

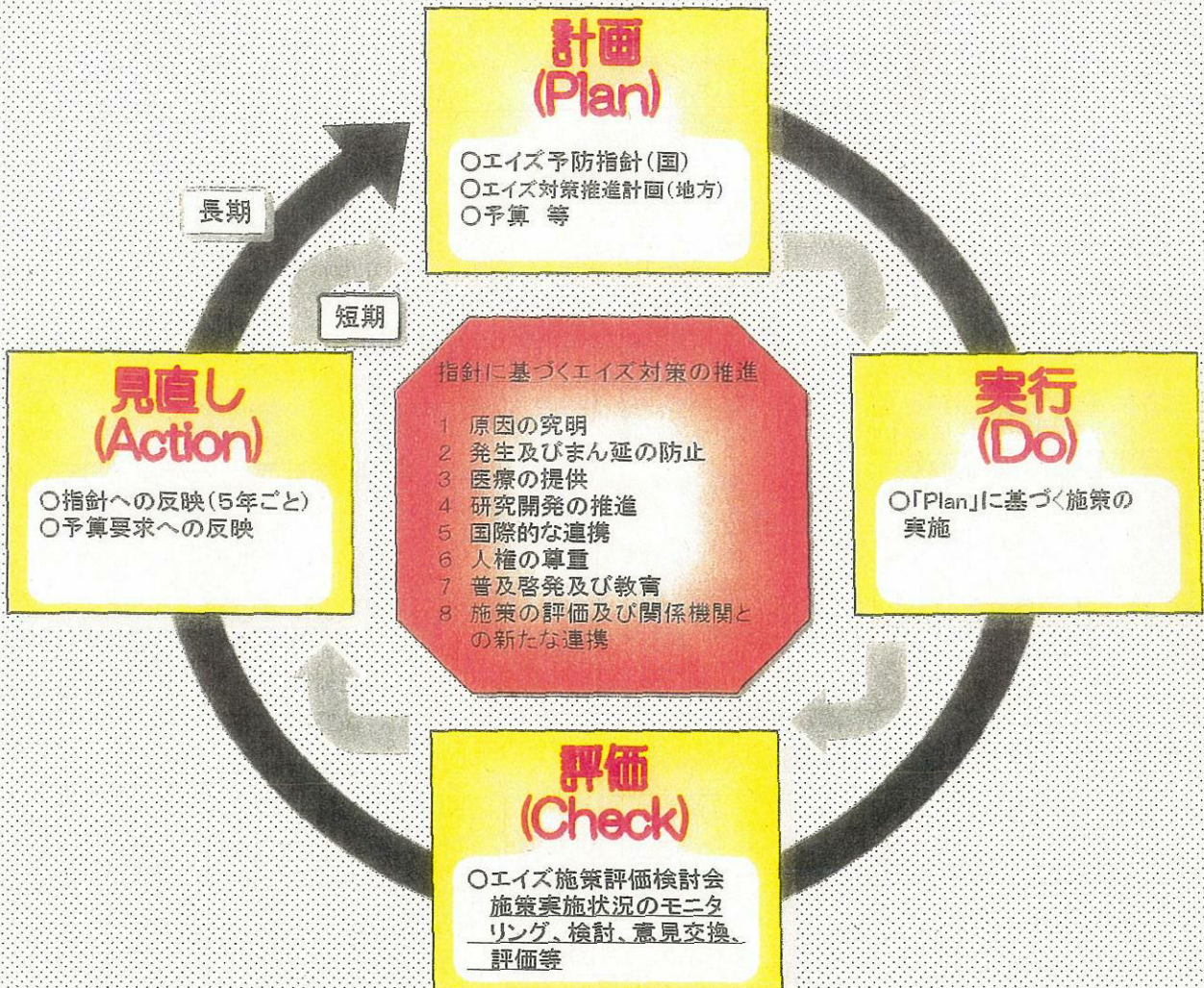
評価検討会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

9 雑則

この開催要領に定めるほか、評価検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

施策評価の基本的な考え方①（検討会の位置づけと役割）

1 PDCAサイクルに基づく検討会の位置づけ



2 今後の検討会の役割

短期目標 → エイズ予防指針に基づく施策のモニタリングを行う

長期目標 → エイズ予防指針の評価を行う

Three Onesの原則に基づいた施策としての機能

…我が国における包括的なエイズ政策のモニタリング・評価システムとしての役割

施策評価の基本的な考え方②（評価対象及び評価手法の検討）

1 エイズ予防指針に基づく施策評価

（第八 施策の評価及び関係機関との新たな連携）

一 施策の評価

厚生労働省は、関係省庁間連絡会議の場等を活用し、関係省庁及び地方公共団体が講じている施策の実施状況等について定期的に報告、調整等を行うこと等により、総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁の連携をより一層進める必要がある。

また、都道府県等は、感染症予防計画等の策定又は見直しを行う際には、重点的かつ計画的に進めるべき①正しい知識の普及啓発、②保健所等における検査・相談体制の充実及び③医療提供体制の確保等に関し、地域の実情に応じて施策の目標等を設定し、実施状況等を評価することが重要である。施策の目標等の設定に当たっては、基本的には、定量的な指標に基づくことが望まれるところであるが、地域の実情及び施策の性質等に応じて、定性的な目標を設定することも考えられる。

なお、国は、国や都道府県等が実施する施策の実施状況等をモニタリングし、進捗状況を定期的に情報提供し、必要な検討を行うとともに、感染者・患者の数が全国水準より高いなどの地域に対しては、所要の技術的助言等を行うことが求められる。また、患者等、医療関係者、NGO等の関係者と定期的に意見を交換すべきである。

1 地方公共団体の施策に対する評価

- ①正しい知識の普及啓発
→個別施策層に対する普及啓発等
- ②保健所等における検査・相談体制の充実
→検査計画（夜間休日等の検査体制、年間受診目標等）
- ③医療提供体制の確保等
→中核拠点病院の設置等

2 国及び地方公共団体の施策に対するモニタリング

- 指針に基づく施策の実施状況の把握及び情報提供（関係省庁含む）

3 感染者・患者の数が全国水準より多い地域に対する技術的助言等

- 重点都道府県等の選定とその評価

2 補助金等の執行に関する費用対効果の検証

○特定感染症検査等事業

地方公共団体に対する補助金（補助率：1/2）

地方公共団体が行う検査・相談の費用対効果

○エイズ対策促進事業

地方公共団体に対する補助金（補助率：1/2）

地方公共団体が行う普及啓発及び教育に関する費用対効果

○エイズ予防対策事業

（財）エイズ予防財団に対する委託費
（補助率：10/10）

委託事業全般に関する費用対効果

3 施策の実施状況等の報告、評価及び評価結果の報告、検証等

①エイズ施策評価検討会

②エイズ動向委員会

③重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会

④関係省庁間連絡会議

①施策の包括的評価

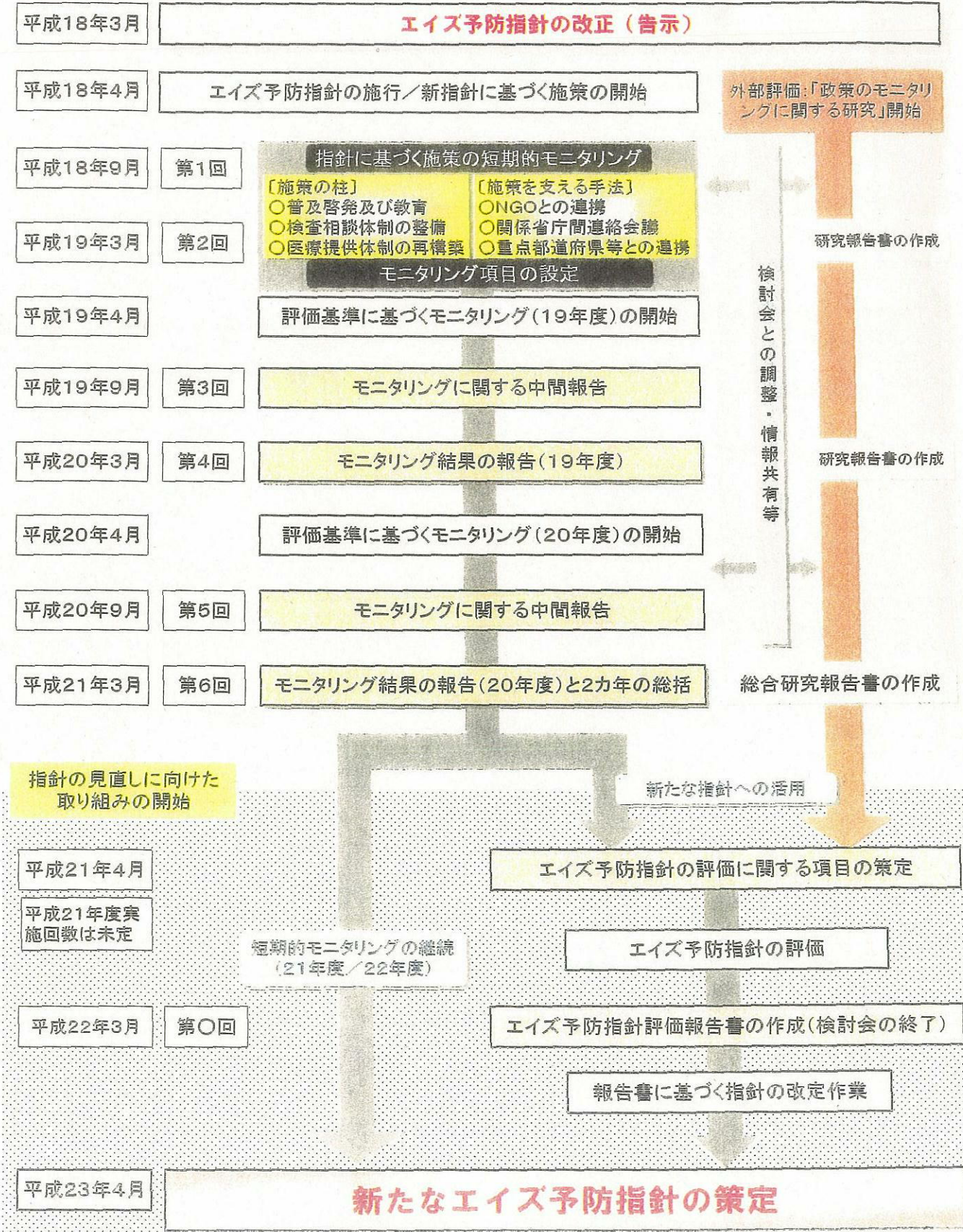
②エイズ施策評価検討会における進捗状況等の報告等

③重点都道府県等に対する情報提供及び技術的支援等

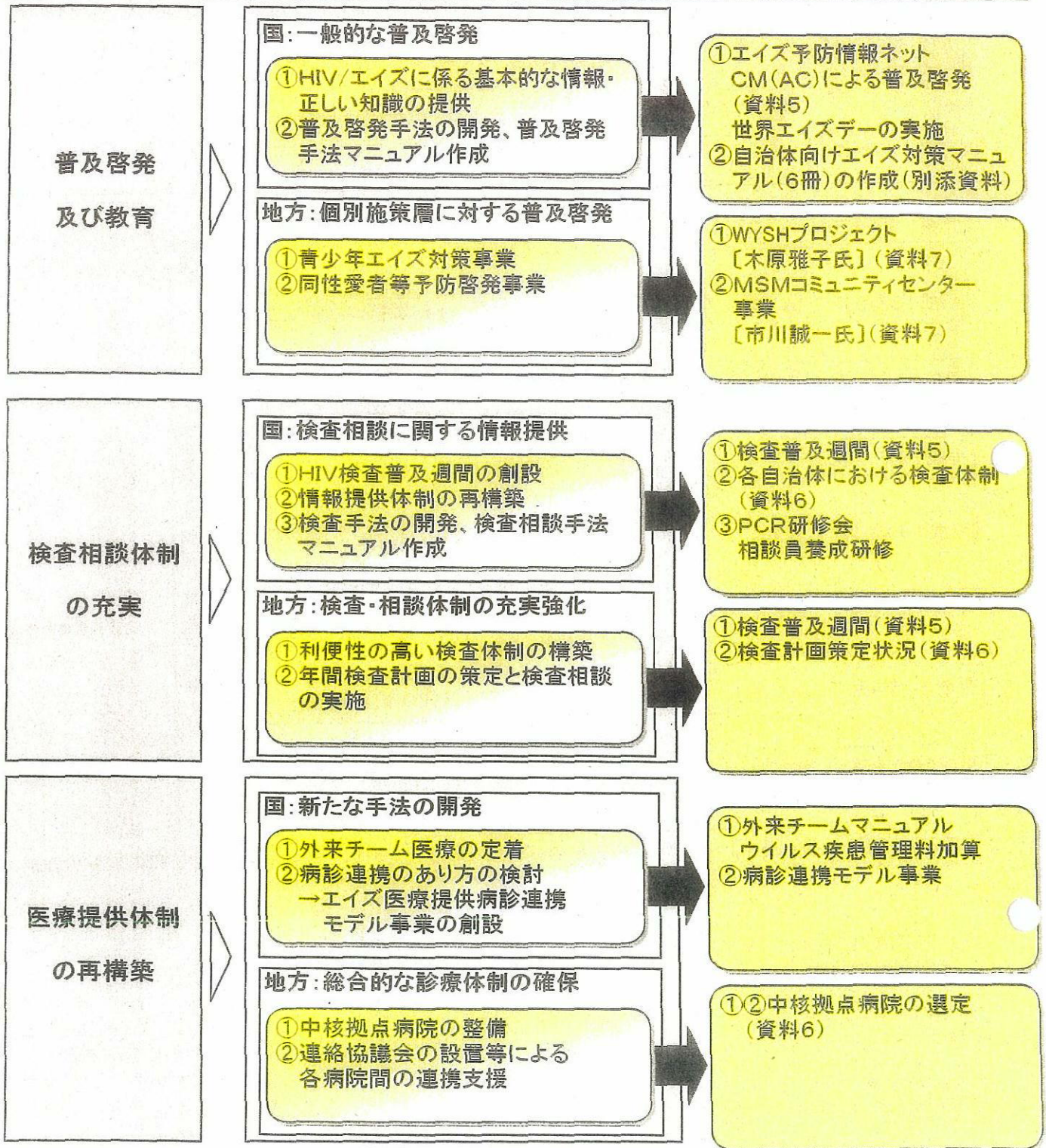
④関係省庁における施策実施状況の把握及び情報交換等

今後5年間の検討スケジュール（案）

短期目標 → エイズ予防指針に基づく施策のモニタリングを行う
 長期目標 → エイズ予防指針の評価を行う



エイズ予防指針に基づく主要施策（例示）



施策の実施を支える新たな手法

- ① NGO等との連携強化
- ② 関係省庁間連絡会議による総合的なエイズ対策の推進
- ③ 重点的に連絡調整すべき都道府県等との連携



- ① HIV検査普及週間の実施(資料5)
世界エイズデーの実施
- ② 関係省庁間連絡会議の開催(資料5)
- ③ 重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会の開催(資料5)

資料5 疾病対策課の主な施策 (平成18年4月以降実施分)

- (1) 平成18年度HIV検査普及週間の実施
- (2) 第5回エイズに関する関係省庁間連絡会議
- (3) 第1回重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会
- (4) テレビCM等(公共広告機構)による普及啓発
- (5) 第106回エイズ動向委員会